⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について「建築工事」の認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）

⑶　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書、資料及び見積書の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　東日本賃貸住宅本部業務エリア内発注の工事成績について、申請書、資料及び見積書の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。

⑽　総合評価に係る項目が、不備なく適正に記載されていること。

⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑿　次の①又は②に掲げる条件を満たすこと。

①　単独申込みの場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績　平成11年度から掲示日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事※の施工実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。以下同じ。）

※同種工事とは、ＲＣ造又はＳＲＣ造85戸以上の共同住宅（６階建以上）の建設工事をいう。

ロ　設計実績　以下ａからｃの条件を満たすこと又は以下ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる事ができること。（設計共同体としての設計実績は、代表者のものに限る。）なお、以下ａからｄの条件を満たす者に実施設計を行わせる場合、当該者は申込者の一員とし、共同企業体の一員とはしない。

ａ　一級建築士事務所登録のある者。

ｂ　ＲＣ造又はＳＲＣ造の共同住宅（６階建以上）の設計が完了した実績を有する者。

ｃ　今回工事において、構造上主要な部分（柱、梁又は耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合、構造上主要な部分にプレキャスト部材を使ったＲＣ造又はＳＲＣ造の建築物（６階建以上）の設計が完了した実績を有する者。

ｄ　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について「建築設計」の認定を受けている者。

②　共同申込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。

イ　施工実績

ａ　共同企業体の代表者は①イの実績を有すること。

ｂ　共同企業体の代表者以外の構成員については、平成11年度から掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませたＲＣ造建築物の実績を有すること。（共同企業体としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ロ　設計実績　構成員のうちの１者又は実施設計を行う者が①ロａからｃを満たすこと。

⒀　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に専任で配置できること。（共同申込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）

※対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロ程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を（原則として２件程度）を管理することができる事とする。

なお、監理技術者については適用されない。

①　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、二級建築士又は２級施工管理技士の有資格者でよい。）

②　平成11年度から掲示日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては⑿①イに掲げる工事について、①の有資格者としての経験を有する者（共同申込みの場合で代表者以外の構成員においては、工事実績は問わない。）であること。ただし、次のａ及びｂに掲げる基準を全て満たさない場合は、有資格者としての経験とはみなさない。

ａ　対象工事の契約時点で①の資格を有していること。

ｂ　対象建築物の工事着工（現場施工に着手する日）から竣工（建築主事等による完了検査の日）までの全ての期間に従事していること。

③　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書、資料及び見積書の提出日に雇用関係があることをいう。

⒁　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　構造上主要な部分（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⒂　住宅建物に係る設計計画が適正であること。

⒃　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⒂をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては30%以上、３者で構成される場合にあっては20%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならない。

⒄　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記５⑶の申請書、資料及び見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による別添「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。

なお、下記４⑶の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　設計業務等の受託者等

⑴　２⑻の「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

①　株式会社みのべ建築設計事務所

②　株式会社山本・堀アーキテクツ